



市第758号

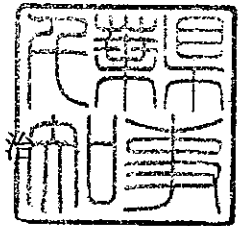
千葉県個人情報保護審議会 様

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の利用
拡大及び保護措置について（諮問）

下記のことについて、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40
第2項の規定により諮問します。

平成28年6月28日

千葉県知事 鈴木 栄



記

がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の施行による本人
確認情報の利用事務の追加に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用
及び提供に関する条例」（平成24年千葉県条例第84号）の改正について